

排水設備工事施行業者指定規則実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、排水設備工事施行業者指定規則（以下「規則」という。）の実施に
関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定)

第2条 排水設備工事施行業者の指定は、隨時行う。

(設備及び器材)

第3条 規則第3条第3号に規定する市長が工事の施行に必要と認める設備及び器材と
は、ハンドグライダーなどの配管工具、ツルハシなどの土工具及び工事標示板などの保安
用具をいう。

(指定申請添付書類)

第4条 指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、第1号様式による
指定申請書ならびに第2号様式による誓約書を提出しなければならない。ただし、再指定
を受けようとする者は第1号、第3号、第4号及び第5号の書類の添付は要しない。

- (1) 住民票記載事項証明書、在留カード又は特別永住者証明書の写し
(法人にあってはその履歴事項全部証明書等及び定款の写し)
- (2) 所有器材調書…………… (第3号様式)
- (3) 営業所状況報告書…………… (第4号様式)
- (4) 営業店舗写真
- (5) 責任技術者届…………… (第5号様式)
- (6) 合格証又は修了証の写し、責任技術者証の写し

2 市長は前項に掲げる書類のほか、必要と認める場合は次の書類の添付を命じるときが
ある。

- (1) 家業継承者の指定申請書…………… (第6号様式又は第7号様式)

- (2) 事業形態変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (第8号様式)
- (3) 大阪府下の他の市町村から指定を受けていることを証明するもの
- (4) その他、申請内容に関する資料

(指定期間短縮)

第5条 規則第5条ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、新規に指定を受けたときをいう。

(指定業者届出書類)

第6条 指定業者が規則第9条第1項により申請事項の変更等を届け出るときは、第9号様式による変更届を、第9条第2項により指定証の再交付を願い出るときは、第10号様式による再交付願を提出しなければならない。

2 市長は前項に掲げる書類のほか、必要と認める場合は第4条第1項及び第2項各号の書類の添付を命じるときがある。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第8条第1項第1号中「5年以内」とあるのは、平成12年3月31日までの申請においては「3年以内」、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの申請においては「4年以内」と読みかえる。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 平成 11 年 3 月 31 日までに限り、改正後の排水設備工事施行業者指定規則実施要綱第 4 条の次に次の号を加える。

(3) 既に大阪府下の各市町村で指定を受けている施行業者が、本市において指定を受けようとするとき

附則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。